

第 38 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	大刀洗町長 中山 哲志 議選監査委員 平田 康雄
事務局職員	議会議務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後1時30分)

○古賀世章委員長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員
の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、この委員会の傍聴に関し事前に注意事項を申し上げます。傍聴人の方は
私語をお慎みください。また、言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否等を表明して
はいけません。

傍聴人の方は許可されたものを除いては、携帯、その他の機器により録音録画等をしてはなり
ません。また、傍聴席において携帯電話、スマートフォン、タブレットなどを使用してはいけま
せん。

その他についての委員会開催における諸注意は、大刀洗町議会傍聴規則に準じます。なお、委
員長の指示に従わない傍聴人は退場していただきますので御注意をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

1番目に証人喚問についてでございますが、証人喚問の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩といたします。

(午後1時32分休憩)

(証人入室)

(午後1時33分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

中山証人におかれましては、本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げま
す。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がございまして、またこれに基づいて
民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって証人は原
則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができ
ることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまた
はあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるお
それのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、
歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷も
しくは祭司の職のある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実で、黙秘すべ
き者について尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けると

き。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときはその旨、お申出をいただきたいと思えます。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまたはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読、願います。

○証人(町長 中山哲志) 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さずにまた何事も付け加えないことを誓います。令和8年3月12日。中山哲志。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、皆さんお座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされますようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を準備しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

それでは、これより中山証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町長の中山哲志さんでございませうでしょうか。

○証人（町長 中山哲志） 中山哲志です。

○古賀世章委員長 分かりました。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませうでしょうか。

○証人（町長 中山哲志） はい。間違いありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければならないと考えております。中山証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただいで結構でございます。

尋問に当たり、証人、それから傍聴者に資料の配付を認めます。事務局より配付をお願いいたします。何かありますか。ないですか。失礼しました。配付資料はないということなので、このまま進めさせていただきます。

それでは、尋問を行いたいと思います。御質問のある委員の皆さん。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、私から質問させていただきます。

まず、証人が発言しているかてての発足以来、大刀洗町地域活性化協議会立ち上げの令和7年までの間、かてての運営について不備があったという、不備の内容を具体的に説明ください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えをいたします。

もう百条委員会のほうからも御指摘されておりますとおり、かてて・旧さくら市場については、高齢者の皆様の生きがいづくりであったりとか、子育てをしているお母さん方の応援と生きがいづくりなんですね。あるいは町のPRということで、当時の緊急雇用対策事業等を活用して始めた事業でございまして、その際、当初はその制度設計なりがきちんと町のほうでできておりませんで、その進め方についての担当者、あるいはさくら市場のスタッフとか、あるいは出品者等と協議をしながら進めてきたところでございます。このため、さくら市場、あるいはかてての代表者が誰なのかとか、あるいは組織がどうなっているのかとか、総会とかの規定もございませんし、監査の規定もない、通常の団体であれば、事業計画、決算等に基づいて行われるのが通常かと思っておりますけれども、そういう規定を整備しないまま進められてきた、そういう面で不備があったというふうに申し上げます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に、質問いたします。

新しく設定された活性化協議会、改善されたということですが、その比較、内容についてを説明していただきたいのですが。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 先ほどお答えしましたとおり、さくら市場・かててについて必要な規定等が整備できておりませんでしたので、それについて改めて設置要綱であるとか、事務局の設置要領、あるいは財務要領等、必要な規定の整備をするとともに、代表者を定め、監査の規定を置き、総会を開き、事業計画等承認いただいて、現在地域活性化協議会として運営をしていただいているところでございます。

その際、これまでは行政の会計に準じて、現金主義でやっておりましたけれども発生会計に変更して、その会計上の決算等が分かりやすくするように税理士等も協力をいただきながらする体制を整えたところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、なぜ令和7年度百条委員会が立ち上がって、調査されるまで、改善が行われてこられなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えをいたします。

これについては、大いに反省すべきところなんですけれども、設立当初からガバナンスが効いてなかったというか、担当課担当者任せになっておりましたので、実際のさくら市場・かてて等のやり方について、どういうふうなやり方でやっているのかということ、庁内全体で共通認識を持ってなかったというのが一番大きな原因じゃなかろうかと考えてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、今の新しい活性化協議会なんですけれども、令和7年度の活動においては、実際その規定どおりに改善され、遂行されているということによろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えをいたします。

ここの決裁等については担当課長のほうで行っておりますので、ここの決裁までは私は存じ上げませんが、今委員のほうからございましたとおり、適正に行っているというふう担当課のほうからは報告を受けてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に、かててが取引業者に発行した適格請求書と題した書面においてなんですけれども、大刀洗役場のインボイス番号が使用されている事実、8月5日のときにこちらのほうから提示しましたので御承知されていたかと思いますが、その後、事実について調査をされまし

たでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えをいたします。

百条委員会のほうからの御指摘もございましたので、担当課のほうに確認しまして、そういうインボイスを発行していたというのは確認をしたところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では、なぜそのようなことが生じたのかということは、御報告はいただいているんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えをいたします。

これはインボイス制度が始まったときに、担当課のほうでインボイスへの取組というのがよく分かりませんでしたので、インボイス制度の説明会に参加をし、その際いらっしゃった税理士さんにこのような場合はどうなんだろうというふうにお尋ねして、その回答に従って発行したというふうに聞いてございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、前回証人は町のインボイス番号を使用されたことは承知していなかったということでございましたけども、その使用を承認した決裁者はどなただったかということも報告で聞かれていますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えします。

決裁権者というか担当課内で協議をして、これを税理士さんの意見を踏まえて使うべきではないかというふうに判断したというふうに報告を受けてございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか御質問があればお願いをいたします。白根副委員長。続けてお願いします。

○白根美穂副委員長 この、かててのインボイスの件なんですけども、その行為において、大刀洗町について法律的にどのような問題が生じると考えていらっしゃいますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えします。

これについては、本来、大刀洗町のインボイス番号を記した書面を交付すべきではなかったんだというふうに考えてございまして、これについて税務署のほうに確認をしたところ、それは交付すべきではなかったということで、取引事業者のほうにその旨を連絡をして、取引事業者のほうから必要な修正等をしてくださいというふうな説明を受けたところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その後の対応は、どのように町としてはなさるつもりでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えいたします。

税務署の御説明を受けて取引した事業者が5者ございましたので、そちらのほうに連絡をして、本来発行すべきではなかったものを発行していたということで御説明をし、必要な対応をお願いをしたところでございます。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか御質問がある方はお願いいたします。平山委員。

○平山賢治委員 ただいまの証言に基づいてちょっと質問させていただきます。

先ほど、かてての改善が百条委員会が調査が始まるまで行われなかったことについて、大いに反省すべきだが、当初からガバナンスが不十分で担当者任せになっていたという御趣旨の証言だったと思いますが、その担当者というのは、どなたなんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをします。

さくら市場、あるいはかててを担当した職員、あるいはスタッフ、そういうふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、そういう6年度までが、証人のおっしゃる不備の状態が15年間続いてきたその責任というのは誰にあるんですか。担当者なんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

もちろん担当者、あるいは直属の上司であるとか、管理監督者というのもございますし、そういう体制を担当者、担当課任せにしていたという意味からいけば、町長を含めて責任があると考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先日の予算委員会の町長答弁では、かててのスタッフや町職員の理解が足りなかった旨の答弁があったと思っておりますが、かててのスタッフというのと町職員というのは違うのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

町職員というのは、町の正規職員という意味で申し上げたところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 かつてのスタッフというのは、どういう身分の方になるんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

現在であれば、会計年度任用職員です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 設立当初から言うかどうかという方になるのでしょうか。お願いします。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

当初は、雇用対策の事業で任用した恐らく何て言うんですかね、昔の言い方で言うと臨時職員だと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、設立当初とおっしゃっているときから、担当者と称する方、それから現場スタッフと称する方も含めて、全員が町の正規、非正規問わず職員だという理解でよろしいですか。それとも町職員でない方がこの担当者ということに含まれたことはありますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

当初どういう人が正確に関わっていたかというのはちょっと認識がございませんので、ただ職員だろうというふうに想像します。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 分かりました。当初より町の職員が全て関わってきたというふうに理解させていただいていいのだと思います。

2つ目です。事前にお渡しした分の②についてなんですけど、現在の7年度からの会計処理について、町長は町の公金が規定どおり使用されているのかどうかというのは、公的に確認していただけますでしょうか。その結果があれば御説明いただきたいと思います。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問と同様の御質問だというふうに認識してございます

○古賀世章委員長 中山証人に申し上げます。よければ再度回答をお願いしたいと思いますが、いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをいたします。すみません。もう一度、質問してもらっていいですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 会計処理7年度以降、協議会の会計処理について、証人は町の公金が規定どおり

使用されているかどうかというのを公式に確認していますでしょうか。もしされていれば結果を御説明いただければと思います。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

私の一つ一つその決裁を、決裁権者が私のところまで来ませんので、文書を確認しているわけではございませんけれども、担当課のほうにおいて適切に処理しているという報告を受けてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それから次行きます。③④についてであります、先ほどインボイス制度が始まった際に、担当者がインボイス説明会に参加して、税理士さんにも聞いて対応したという旨の御証言だったと思いますが、結局担当課で協議して決定したということは、決裁はどなたもなさっていないということなんでしょうか。この町のインボイス番号を任意団体と称する団体がお使いになる場合に、どなたも決裁なさっていない。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

決裁という形では取っていない、そういうふうな報告を受けてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 任意団体と称するものが、誰の決裁も取らずに町のインボイス番号を使った場合、その責任はどなたにあるとお考えですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

今の質問に明確に回答するのは難しゅうございますけれども、職員の指導監督という意味では、最終的には町長の責任になろうかと思えます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 少し戻って、御質問させていただきます。町長は前回の証言においても、かてて・旧さくら市場は、設立当初から任意団体という認識という趣旨の御証言がありましたが、現在でもそういう認識でお間違いございませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

実態として、町の会計とは違う取扱いを当初から行っていたと、出品者から出品されたものをさくら市場のほうでお預かりをして、出品者になり代わってさくら市場のほうで販売し、売れた代金を出品者のほうにお返しすると。その際、出品者とさくら市場との私法上の契約で1割なり

の手数料を徴収していたというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 今回の御証言ですと、直営の立てつけになっていないから任意団体しかないという御趣旨にも受け取るんですけど、当初から任意団体という御証言でお間違いないですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

なかなか明確に回答するのは難しいんですけど、設立した当初から直営か任意団体かというふうな、そういう突っ込んだ議論がなされないまま実施をされてきたんだろうと思ってございます。なので、今から考えればそこは必要な整備をすべきだったんでしょうし、それを任意団体というふうに言うのがいいのか、ただ一般会計とは別の取扱いでやってきたものだというふうに認識してございますし、それは恐らく議会のほうでも、決算委員会等で御認識いただいていたんじゃないかと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、前回の御証言と食い違うと思うんですけど、設立当初より任意団体という認識でございましてという御趣旨の発言だったと思うんですけど、そこはどうしますか、少し証人としては前回の御証言を翻すような御趣旨ということで、我々受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

前回、正確にどういうふうに御回答したかというのは分かりませんが、当初から実態として任意団体のような実態であったという趣旨の証言をしたのではないかと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ところが前回、じゃあ設立日時や代表者や会計責任者や決算書の有無はどうなっていますかということで御質問したところ、明快なお答えをいただけませんでした。何も御承知ない、そして実態として何も団体が存在が示せないのに、なぜ任意団体だという証言ができるのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

実態として任意団体のようなものだったということで、お答えをさせていただいたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、6年度までの、かててと称する任意団体の詳細は誰に聞いたら分

かりますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山の御質問にお答えします。

それについては、百条委員会のほうで、担当者であったりスタッフであったりに、これまでずっと尋問等をされてきたものじゃないかと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 残念ですけど分からないんですよ。誰に聞いても、町長、副町長、地域振興課長といった管理職の方々が何も分からないということ、詳細を承知していないと。副町長は当時の担当者ですが何も承知していない。現場のスタッフがお決めになったということで、ひたすら現場の責任ということでおっしゃっているのもう一度お聞きしますが、どの責任者、どなたに聞いたらその内容が分かるのでしょうか。百条で調査した結果分からなかったもので、町長にもう一度お聞きしたいと思います。

それから、先日、証人にお聞きしたところでは、任意団体としての発足は、発足当初からだと認識してございますというふうな、認識でございましてという御証言をいただいております。よろしく申し上げます。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問の趣旨がよく分からないんですけど、もう少しかみ砕いて御質問いただけますか。

○古賀世章委員長 それじゃあ、かみ砕いてお願いします。

○平山賢治委員 そうですか、はい、分かりました。町長をはじめ、副町長、担当課長、それから前担当課長に聞いても、このかててと証言なさっている団体の責任者や設立時期、運用方法、会計手段等が一切不明なんです。どなたからも答えをいただいておりますので、誰に聞いたらこの6年度までのかててと証人が任意団体だと主張する団体の詳細が分かりますでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

先ほど来お答えしておりましたとおり、さくら市場、あるいはかててについて、そういう代表者であるとかそういう定めが当初からなされていなかったもので、それはそこを聞かれても誰も答えられないということじゃないかと思えます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 我々は何でそれを聞いているかという、証人等の管理者が、これは設立当初から任意団体と認識しているという証言があるから聞いているんですよ。その証言がなければ聞かないんですよ。だからその発言をした証人の方々に、じゃあそうおっしゃるのであれば、その

任意団体のせめて責任者や会計管理者は誰かということをお聞きしている。この質問が出る原因は、証人の御発言によるものです。だから証人の証言の真実性を確認するために我々は問わなくてはならないのです。もう一度お答えいただけませんか。だから証人が設立当初から任意団体って言わなければ、こんな質問は我々はしませんし、ここに時間はかけません。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

ですから、当初からそういう代表者とか会計責任者等が明確に定めてなかった活動団体としてあったというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 分かりました。証人がおっしゃるように、百条の調査によって不備が明らかになった後、そのかてての事業を一旦止めたり、支出を止めるなどの対応はなさいましたでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

一旦止めるようなことはしてございません。これは先ほど来、お答えしておりましたとおり、この事業がやっぱり高齢者の方の生きがいつくりだったりとか、やっぱり福祉的な要素もある事業でございますので、それは続けてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 不備があった事業を継続することによって、出品者やいわゆる現場の町職員に対して迷惑がかかるなどのお考えはございませんでしたか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをいたします。

ですから、必要な見直しを行い、7年度から地域経済活性化協議会というふうな体制で、必要な規定の整備を行ってきたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それでは、その7年度の地域活性化協議会についてお尋ねします。この規約の中では会計は別に定めるという旨の一文がありますがなぜでしょうか。これは町からの指示なのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

それについては、私自身はなぜそういう置き方をしているのかというのは分からないところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 是正したと主張しますが、結局会計がいまだに別に定めるということで、不透明な状態になっておりますし、いまだに町からも、我々百条は資料請求を求めていますが出されていないので、その全貌が分かりません。町のほうからは是正したと主張するこの協議会の会計を明らかにするように指示すべきではありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

委員が御指摘がなされている点が、私今十分に理解できてございませんので、それは確認して必要があればそのようにしたいと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 次に、インボイスについて御質問いたします。

かててが発行した適格請求書と称する書面において、大刀洗町役場のインボイス番号が使用されておりました。これについては事実であろうと思います。これに対して、先日の予算特別委員会において、かててがインボイス番号を使用して適格請求書を交付した5者に対し、改めて謝罪を行った旨の発言があったと思いますが、そのとおりでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えいたします。

5者に対して、担当課のほうからこういう事態が起こっているということで、御説明の連絡をしたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 いつどのような目的で行ったかお聞かせいただけますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えいたします。

税務署の説明を受けて、事業者のほうに連絡をし、御説明をしたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 どなたがどの立場でお行きになったのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 担当課において、電話で連絡をして、説明に伺いたいということでしたけれども、電話でもいいですよというふうなやり取りがあったというふうに聞いてございます。正確には担当課長だけなのか、担当係長も含めてなのかというのは、私のほうでは分からないところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、この事実を整理しますと、他の任意団体が町のインボイス番号を

使用したということになりますので、消費税法第57条の5、第65条に該当し、刑事罰が課せられる可能性があります。町は他団体にインボイス番号を勝手に使用されたという被害者になりますが、町としてこの事態に対してどのような対応を取られますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

今、委員から御指摘があった点について、私自身はよく認識してございませんので、今回答えるのは難しゅうございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう少し言いますと、消費税法は、要するに偽物の適格請求書をつくってはいけない、交付しちゃいけない、つまり他社のインボイス番号を使って適格請求書を発行すれば当然刑事罰が発生するというような条文がございます。となりますと、この任意団体が町の他団体のインボイス番号を勝手に使用して。先にお尋ねします。かててと称する団体が町のインボイス番号を使用することを町長は知っておりましたか。そしてさらにそれは承諾しておりましたか。それを先にお尋ねします。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

今回、百条委員会が立ち上がるまで、インボイス番号を発行しているということは、私自身は知らなかったところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 当然許可もしていないということですね。そのとおりでよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） そのとおりです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、証人が主張する任意団体と称するものが、町長の全く承知しないまま許可も得ないままに町のインボイス番号を自らのインボイス番号と偽って使用して、少なくとも5者に対して、違法な適格請求書を発行して、相手側に修正申告等の義務を負わせるようなこととなります。町としてはこの整理をしますと、勝手にインボイス番号を使われた被害者ということになるかと思いますが、この点について対応をどのようになさるのか、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

町が被害者というよりも、町の職員が説明会に伺って、お尋ねをし、発行すべきだというふう

に判断したところですが、その判断なりの誤りがあったということで、町が被害者というよりは、町も含めて認識が誤っていたということだというふうに思っています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、かててに従事する町の職員が、決裁もせずに町のインボイス番号を使ったという責任は、最終的にどなたにあるとお考えですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 先ほど、白根議員の質問にお答えしたとおりでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 最終的には町長にあるというお考えでよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをします。

職員の指導監督という面から言えば、最終的な責任者は町長だろうと思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 次、行きます。

6年度までのかててと称する団体で、恐らく他の第三者委員会と称する団体の報告書によっても未払金等が発生している。それから百条委員会の調査によっても、あるいは百条委員会が委託した税理士さんの調査によっても、少額ではない用途不明金が発生する可能性があります。この用途不明金、あるいは領収書、いわゆる支出の証明のできない支出というものが発生する場合、その回収については、町としては、証人としてはどのようにお考えですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問が分かりません。もう少し分かりやすく御質問いただければと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 我々の百条委員会の調査によっても、例えば日々日計が合わなかったり、いわゆる先ほどおっしゃった現金主義と発生主義が混在していて、現場の報告と通帳の出入りが合わないということがしばしば発生していたり、毎年の継続事業などに、収入支出に入っていたり入っていない年があったり、様々な整合性についての疑問がなされています。そういう未払金も含めて、現場での報告と実際の現金主義での出入りが違って、その支出が証明できないような支出、あるいは領収書を保存していないことによって、その支出が証明できないといった金額が発生した場合、その対応を町としてはどのようにお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをいたします。

まず、領収書を廃棄して、領収書がないから払っていないかということなんでしょうけども、そこはほかの領収書以外の状況で、支出が推測されるのであれば、それはそれをそういうふうに認定せざるを得ないのかなと考えています。また日計が合わないとか、未払金があるのではないかというふうな御指摘がございますけれども、これについても、今百条委員会のほうで全ての資料を押収されておりますので、そこがないと付け合わせが、本来であれば第三者調査委員会が資料を提供いただければ、そこでどこが合わないのかというのが検証していただけたはずなんですよ。それができなかったのも、いまだに細かい部分で、何で合っていないのかというところが分からない部分があるということでございます。

また、未払金については、恐らく今私が報告を受けている中では、6年度の方で、6年度に押収されましたので、その分の消し込みがうまくできていなかった分があったのではないかというふうな報告を受けてございますけれども、いずれにしても、まず百条委員会が押収されている証拠書類を行政のほうにお返しただいて、それを改めて税理士さんなりに確認いただいて対応をしてまいりたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ところが、第三者委員会と称する団体の報告書を拝見すると、百条委員会に提出されていない会計資料に基づいて、調査報告がなされているようにお見受けしますが、そのような書類があるのであれば改善できるのではありませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

それできないから、できないと申し上げておる。要は、残っているというのはもうパソコン上のデータでございますので、それだけだと検証ができないので書類を返還あるいは写しを頂きたいということで、これまでも再三、議会のほうにお願いをしてきたところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ぜひ、お出しいただけていない資料があれば、今からでもお出しいただければと思います。

次ですが、先ほど来、任意団体と、これは設立以来、任意団体という御主張があります。町側が行った説明会においても、全国に多くの任意団体があるんだという御説明がありましたが、町内、大刀洗町が関わる任意団体の一覧の整理はできましたでしょうか。それぐらひは、資料がなくてもできると思うんですけど、いかがですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

任意団体の定義をどう定義するかで捉え方が変わってまいりますので、それについて企画財政

課のほうで取りまとめをしておりますけれども、その精査を今しているところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 これだけ問題になって、町長、証人が任意団体と主張するのであれば、この1年4か月の間に任意団体の整理ができて、これやっぱりあってしかるべきだろうと思いますから。

先ほど証人から証言がありました、百条が会計資料を持っているから資料が足りないと判断する、そういう状況で、百条委員会が会計資料を持っているという事実がありながら、その状況で設置されて報告された第三者委員会と称する団体の報告書は、どのような意味を持つものなのでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

今回の通告があった事象とは関係のない御質問だというふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○平山賢治委員 6で通告していると思うんですけど。

○古賀世章委員長 読み上げてください。

○平山賢治委員 6で、この、かてての質問に関する事項ということで通告、通告と言いますか、要請していると思いますが、お答えいただけませんか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） ですから、かててに関する事項では第三者委員会というのは全く別の、かてて事業とは全く別のものがございますので、それは関連してないんじゃないかというふうに申し上げているところでございます。

○古賀世章委員長 中山証人にお願いしますけど、今の質問は委員会としての質問でございまして、証人はきちんとお答えをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 基本的には、百条委員会ですので通常の委員会質疑とは違いますので、基本的には通告された事項に関連する質問をしていただきたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 通告と言いますか、証人にお送りした文書の中では、かててに関して5つ、それから、6ということで、上記項目に関連した事項ということで、そんなに外れていないと思います。大きく関連する事項だと思っています。

かてての会計について御質問したところ、百条委員会が多く資料を持っているから判明しないんだと、全容が判明しないんだというような御趣旨の表現でした。なので第三者委員会と称する団体もその全貌が明らかでないという理屈ですよ。

そうであれば、なぜ百条委員会等が会計資料を持っているという事実が明らかなきに500万

以上もの公金を支出して作られた第三者委員会と称する団体の報告書はどういう意味を持つのでしょうか、関連すると思いますが。

○古賀世章委員長 いかがですか。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

ちょっと私、委員の言われていること、全然理解できないんですけども。基本的に百条委員会のかててなり、さくら市場なりに対する見方、何か職員が横領したんじゃないか、不正をしたんじゃないかという認識と町側の認識が違っておりましたので、そこは公正・中立な第三者委員会のほうで調査をいただきたいということで第三者委員会のほうに委託をしたところでございます。

また、百条委員会が資料を押収しているのを分かっているながら、何で第三者委員会にそういう委託をしたのかという御趣旨の御質問だとすれば、当然、その百条委員会も第三者委員会に必要な資料は全部引き渡さないとしても閲覧をさせるとか、あるいは写しを交付するというのは、当然なされるだろうというふうな認識でございましたので、議会側がここまで全く第三者委員会の調査に協力をしないということは当初考えていなかったところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 協力は任意であって強制義務ではないので、そのような状況下において500万円もの公金を支出して作られた報告書というのは、町長にとってはどのような意味を持つものでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど来お答えしておりますように、百条委員会は百条委員会としての報告書を出されるんでしようけれども、公平な中立な第三者委員会としては、こういうふうに捉えているということ、それから、従前から申し上げておりますとおり、今回、今日の百条委員会の進め方は、かなり法が想定するような進め方をされているんだろうというふうに認識するんですけども、それまでのやっぱり百条委員会の進め方というのが、かなり職員に対して負担を与えるような進め方があったのではないかと。

○古賀世章委員長 中山証人、質問以外のことには答えないでください。お願いいたします。よろしいですか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その第三者委員会と称する団体からも、この大刀洗町の今回の問題は、個々の事業や個々の課のみに帰するものではなく、内部統制に関わる問題だという御指摘があっていると思います。

これも踏まえて、今回の事態に当たり、証人が町長としての責任をどのようにお考えかお聞かせください。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをいたします。

今回、第三者調査委員会のほうから、いろんな改善に向けての御提言をいただいているところでございます。また、恐らく、これまでも議会のほうからいろいろな御指摘を受けておりますし、また、最終報告書等で御指摘をいただくんだらうと思ってございます。

私としましては、そういう御指摘も踏まえて、まずは、その御指摘をいただいたところを少しずつでも改善するように努めていくのが私の責務だと思ってございますし、また、その上で私自身の責任というのは判断をしまいたいと考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ぜひ、少しずつじゃなくて、法に基づいて直ちに改善をお願いしたいと思います。以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ここで、暫時休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 暫時休憩といたします。委員の皆様は、議長室のほうにお集まりください。

（午後2時27分休憩）

（午後2時42分再開）

○古賀世章委員長 それでは、再開をいたします。

引き続き質問がある方はお願いをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 すみません。先ほどの御証言を踏まえて、もう少しちょっと確認させてください。

令和6年度までのかててについては、任意団体という整理だということなんですが、先ほどの御証言を聞く範囲では、結局は町直営という立てつけができていないので、任意団体というふうな整理というふうにお聞きしましたけど、そういう理解でよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをします。

先ほど来、同じ答弁になって恐縮なんですけれども、実態として任意団体としてやってきたんだらうと思ってございます。

これは、議会も当初から一般会計とは別に、かてての事業、さくら市場の事業については、出品者のほうからお預かりした品を出品者に代わって販売し、その代金は出品者にお返しするんだという、そういう仕組みでやっているんだということは、予算委員会、決算委員会等でも御承知

のことではないかというふうに考えてございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そこについては、以前より指摘したとおり、平成の頃から、これは直営ではと。逆に、これ我々のほうから、その問題、別に通帳がある問題、一切監査を受けていないという問題を数年来にわたって申し上げていたことは申し添えたいと思います。

それから、もう一つです。インボイス番号を初めて使用するときに、説明会に行って、税理士さん等の御指導も受けたということで、こういう立てつけでよいという御証言だったと思うんですけど、これはこの相談をするときに、この事業がどういう立てつけで事業をやっているのかというのを、どういうふうに相談したんでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

その質問については、私自身が相談したわけではございませんので、回答するのは難しゅうございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの御証言では、その根拠が、相談したところ、これでよいという御証言だったと思うんです。ところが、その相談内容自体が、法や事実と反することであれば、やはり問題があるかと思えます。

そうであれば、これが町直営の運用であれば、当然このような町が発行するインボイスを使うという御回答はあつてしかるべきなんですけど、かててが任意団体であるという前提であれば、この町のインボイスを使うというような御指導、説明等は、恐らくないと思うんです。町側が、どのようにこの制度を説明したのでしょうか。いま一度お聞かせいただきたいと思えます。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

私が、そこで聞いたわけではない、自分が経験したことではないものですから、それを正確にお答えするのは難しゅうございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人が御証言いただいている任意団体という立てつけとは大分違う、全く違う運営が現場でなされていたのではないかということで、つまり町職員は直営としてこのかてての事業を認識していたのではないのでしょうか。その点について町長の、御証人の見解はいかがですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えをします。

どの時点で、ただ、これはその職員の認識の問題でございますので、私が明確に回答するのは

難しゅうございますけれども、私が想像するに、職員は直営とか任意団体とか、そういう余り区分とか、そういう頭がないまま、町の一般会計とは別に町が作った団体で、こういうやり方でやっているんだけれども、この場合どうなのかということで聞いたのではないかなというふうに想像しますけれども、そこは私のほうからは、明確に回答することはできないところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 次の質問です。

先ほどの御証言では、第三者委員会と称する団体が百条委員会の資料提出などの協力を得られなかったという旨の御証言があったと思うんですが、百条委員会としては会計資料は大刀洗町からお預かりしています。それを第三者委員会と称する団体にお出しする権限は我々はないと思うんですが、その点について、先ほど御協力いただけなかったという御証言がありました。我々がこの第三者委員会と称する団体に、町からお預かりしている資料をお出しすることができるものかどうか、その辺の整理を証人にお伺いしたいと思います。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

委員の言われていることはよく理解できないんですけれども、町書類を町が返還してください、写しを写させてくださいというふうに何度もお願いしましたけれども、それも百条委員会のほうからはお示ししていただけなかったわけでございます。町が町の文書をお返ししてほしい、写しを取らせてほしいと。それができないことでいろんな事務処理なりができなかったという事実がございます。

それに合わせて、第三者調査委員会のほうでも調査がスムーズに進まなかったということだろうと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 では、町長が任意団体と称する、町長が任意団体と主張する、かてての会計資料をなぜ町がお持ちなんですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えしますが、質問の趣旨が全然分からないんですけど、町が設立した任意団体の書類を町が持っているということだと思います。それは町のほうで保管している。それは、いろんな団体ございますけれども、それ同様に知っている事例は幾らでもあるんだろうと思ってございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その根拠が必要だと思うんですけど、その根拠となる、その町が任意団体と称するものの書類を正当に所有していると、専有しているという根拠が当然必要だと思うんですけど、

それをお出しいただいてもないと思うんですが、そういう根拠、任意団体と主張するものの書類一式を町が持っているという、持っていいという根拠はありますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

町が設立した任意団体で事務局機能を町が担っていると。町としても、それは町民福祉の向上に資するという認識の下に、町の職員も職務として、その任意団体の事業をサポートしている。ですから、それは当然、町としてその書類等を持ってやっているんだというふうに考えてございます。多分ずっとかみ合わないのかもしれませんが、そういうふうに認識してございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 最初に戻りますけど、今回の件は法的根拠が一切発生しない、法的根拠がない、かつ団体の実態もないという、ないない尽くしで行われておりますので、当然において、その根拠がないことで、我々もその根拠がないものにお預かりした資料をお預けするということは、非常に我々としては、ちょっとできないことというのはお含みおきいただければと思います。

それから、6年度以前のかててと称する団体が払うべきだった諸税、例えば、法人税とか所得税、消費税、それから、もしかすると遡っての延滞税、重加算税とか課せられる可能性があると思いますが、これは誰が払うべきものだと考えますか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

まず、消費税は1,000万円になっていないので、消費税はかからないだろうと思ってございます。法人税のほうは、私どもはかからないと思っておりましたけれども、税務署のほうの説明では、かかるということでございましたので、それは払う必要があるだろうと。

本来であれば、その法人税を、かててとしてお支払いをして、その残額を一般会計のほうに繰り入れるべきだったところですが、既に法人税を修正申告する前にもう残額について一般会計のほうに繰り入れておりますので、これについては、今回、当初予算でもお願いしておりますとおり、本来、納付すべき税額も含めて雑入として一般会計のほうに入れておりますので、改めて過年度分の修正申告のための費用を予算措置をして修正申告をさせていただきたいというふうをお願いをしているところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町が払うべきという解釈で、御証言ということで受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 本来、かててで支払うべきところですが、それを支払わないまま、その残額を町のほうに入れましたので、それは改めて町のほうで予算措置をして、修正申告

する必要があるというふうに考えてございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問があればお願いをいたします。よろしいですか。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 委員長の許可を頂きましたので申し上げます。

委員会として確認しておくべき点として、ちょっと申し上げますけども、町が設立した任意団体であれば、今後も町の税金が使われて、この任意団体にはいろいろな補填、補助金として、ここにお金を流していくということによろしいんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか、中山証人。

○証人（町長 中山哲志） それは、私に対する質問ですか。

○古賀世章委員長 そうです。

○証人（町長 中山哲志） 質問であれば、百条委員会の委員の皆様から御質問いただければと思います。

○古賀世章委員長 証人は質問者を選ぶことはできないと思うんですけども。今の質問は委員会としての質問でございますので、答弁をお願いいたします。中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 私の理解であれば、議長は百条委員会の委員として議会の議決を経て委員の構成メンバーには入っていないというふうに理解してございます。

○高橋直也議長 では委員長、委員長のほうから聞いてもらっていいですか、今の質問は。

委員長のほうから聞いていただきたいんですけども、今まで町のほうは、この任意団体、旧さくら市場、かててが、例えば、使用料を免除とか空港施設でのイベント料とかを町のほうが払っているんですよ。

これ監査委員から町に「いいのか」という問いに、「町の直営だから大丈夫だ」という答えが返ってきていた書類を見っておりますけれども。そうすると、町は会計課も町の直営として今まで取り扱ってきたのに、町長は任意団体と言っているじゃないですか。この辺が整合性が取れなくてよく分からないんですけども、実際、町はこの令和6年度まであったかてて、町はというか、町の会計課とか、施設を管理している生涯学習課とかは直営として扱っているんですよ。でも、町長は任意団体と言われているんですけども、その辺の整合性がとれないんですけども。そこを聞いていただいてよろしいでしょうか。

○白根美穂副委員長 私のほうから質問させていただきます。

今まで町のほうは、かててに対して、町の建物の施設の使用料の免除とか、JALに行ったときの場所代とかも払っています。

そのとき、監査のほうの指摘で、「いいのか」という指摘に対して、町からの答えは、町の直

営であるから問題ないということで御解答されているんですね。

となると、町長は、立ち上げ当時から任意団体として発足したと言われてありますが、町の職員皆さん、町の事業、町の直営と認識していたのではないかと思います、そこはいかがでしょうか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えします。

委員のほうから御指摘がありました、町職員がさくら市場、あるいは、かててをどういうふうに認識していたかというのは、確かにはっきりというか、余りこれまで突き詰めて考えてこなかった面があったんじゃないかなというふうに考えてございます。

役場の職員なので、当然、会計課なりも町が設立した、かてて、さくら市場ですので、そのこのスタッフの人件費であるとかサポートする費用を町の一般会計の予算から計上しているという、執行しているという認識はあると思いますし、一方で先ほど来お答えしておりますとおり、出品者の分については、出品者から品物をお預かりして、それを出品者にかわって販売をして、その販売益は出品者のほうにお返しすると。その際、出品者のほうと協議によって1割なりの手数料を取っていたというふうなのが、かてての実態でございまして、その部分を町が作ったということで直営というふうに理解していたのか、多分、直営とか直営じゃないとか、そういうところを余り意識しないままやっていたんじゃないかなと思ってございます。

なので、役場の職員が、それぞれの時点においてどういうふうに認識していたというのは職員間で受け止めの差があったんじゃないかなと思ってございます。

○高橋直也議長 委員長、いいですか。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 認識とか、そういった思い込みとかの問題じゃないと思うんですよね。実際、会計処理がそれで行われていますので、それはどうなるのかというのを私は思っているんです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 例えば、減免してはならないものが減免されていたとか、あるいは町が払ってはいけないものを払っていたとなれば、過去5年ないし7年遡って、また精算が、新たな出費や追徴なりというのが発生するかと思います、その辺の整理はどうお考えですか。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 平山委員の御質問にお答えします。

かててについては、さくら市場もなんですけれども、町が主導して起こした団体というか事業でございまして、それについて町のほうでサポートするような部分についても、予算に計上して執行しているということで、それを執行することは、そのかてての事業を町としてサポートす

るという意味で、それは、当然の町の事務事業の一環として行っているんだというふうに認識してございます。

あと、個々の施設の使用料等が減免できたのかというのは、それは一つ一つ確認しないと分かりませんが、基本的に町が主導して作った高齢者の生きがいつくりのような事業のための事業について減免をするというのは、恐らく減免規定で減免できるものだろうと思ってございます。

○高橋直也議長 委員長、いいですか。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 町が主導して設立した任意団体であれば、私が聞いているのは、今後も町はその任意団体にどういう使い方であれ、補填とか損失分とか、そういった分も含めて、今後も町の税金が使われていくのかというのを、ちょっと皆さんに疑問に思ってもらいたいですけれども、いかがですか、委員の皆さん。

○古賀世章委員長 いかがですか。何かありますか、御意見が。

○白根美穂副委員長 それは他の団体にもってことですか。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 そこが、先導して作った任意団体はよくて、全然違う任意団体には使えないとか、その辺の何か線引きがあるのかなと思って。何か聞いていますと、町が作った任意団体だから、今後もその任意団体には町の税金をどんどん投入できるみたいに聞こえるんですよ、私には。

だから、じゃあ全然違う任意団体には町の税金は使えないよとか、その辺のルール化が明確になっていないように感じたので、委員の皆さんにもその辺を疑問に思っていたきたいなと思っているんですけれども。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 協議会を新しく発足されましたけれども、もし協議会で、今後、そのような税の処理がうまくいかなくて、何か問題、損失が起きて問題が発生して、何か処理をしなければならなくなったというときは、やはり今回も町が何かしてあげるみたいな、町がお金を出してあげるというような方向性になりますか。新しい協議会について結構です。

○古賀世章委員長 中山証人。

○証人（町長 中山哲志） 白根委員の御質問にお答えします。

仮定の質問については、お答えするのは難しゅうございますけれども、どういう事態になるかというのは分かりませんが、それをやるのが公益、住民の福祉に資するなり判断があれば、それは予算を計上して、議会の御審議を得た上で出すことはあるかもしれませんが、それは場合場合、ケース・ケースで個々に判断すべき事象でございますので、仮定の一般論で回

答するのは難しゅうございます。

○高橋直也議長 委員長、いいですか。

○古賀世章委員長 はい、どうぞ。

○高橋直也議長 今聞いていますと、仮定の一般論ではなかなか答えにくいというのは私もそうだと思います。ただ、令和6年度までであったかてて、今の協議会のかててとは何か別団体というふうに、以前、証人から聞いているんですけども、この令和6年度までであったかててが、今回、納めなくちゃいけない税金が約100万ぐらいあるっていうような話を聞いております。これに対して補填することは、町の税金を。いいんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか、皆さん。御意見があればお願いしますが。

○高橋直也議長 委員長。任意団体の口座も結局、さくら市場、かてて代表誰々って名前が出るじゃないですか。法人格と言いますか、個人というか、町とは別と私は認識するんです。町とは全く別。町と全く別な方に、その人が支払わなくちゃいけないような損失が出た場合、町がそこに税金を払っていいのかっていうのが、すごく私は分からないんですよ。

どういう立てつけで、その個人というか、その法人に、個人か法人かに、その団体にお金を払うことが、どういう法の立てつけで許されるのかなというのがちょっと私分からないんですけども、委員の皆さんも何かその辺お分かりであれば教えてください。

○古賀世章委員長 平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 今こちらでも整理ができていのかっていう話はしているので、今後のこちらの調査になろうかなという感じはしますけど、または議会が考えるのかということになろうかと思えます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか御意見があればお願いをいたします。よろしいですか。

以上で中山証人に対する尋問を終了させていただきます。ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時9分休憩)

(午後4時 再開)

○古賀世章委員長 それでは、時間になりましたので、議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして証人尋問を行います。

それでは、証人入室のために暫時休憩をいたします。では、お願いします。

(午後4時1分休憩)

(証人入室)

(午後4時2分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

平田証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定がありまして、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者。後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び事実または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて、証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読をお願いいたします。

○証人(監査委員 平田康雄) 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年3月12日。平田康雄。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名及び押印をお願いをいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、皆さんお座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求めた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより平田証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは大刀洗町監査委員の平田康雄さんでしょうか。

○証人(監査委員 平田康雄) はい。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

○証人(監査委員 平田康雄) はい、間違いありません。

○古賀世章委員長 それでは、あらかじめ委員会で決定しました尋問の事項につきましてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めないといけないと考えております。平田証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らない、正直に答えていただければ結構であります。

それでは、尋問を行いたいと思います。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、まず、私のほうから質問させていただきます。

まず、監査委員になられて何年になりますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人(監査委員 平田康雄) 7年じゃないかと思えます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 監査委員を自ら志願されてなれましたが、その動機は何でしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人(監査委員 平田康雄) 監査委員になって、いろんな町のことを知りたいなと思ったから

です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 監査委員にはどのような役割と使命があると考えていらっしゃいますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 町の福祉の向上を図るために、いろんな出来事があつたら、それをしっかりと調査していく、正していくと。場合によって指導していくというのが役割かなと思いますけど。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 例月出納検査では、具体的にどのような作業を1回につき何時間程度かけていらっしゃいますでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） そうですね。まず通帳の出入、それから基金の状況とか、それから関係する施設からの、要するに宿ですね。そういうところからの入金とか出金とかをやっていますね。

それから、一番大きいのはやはり基金の状況の出入りですかね。そういうことが主ですかね。

○白根美穂副委員長 お時間は、1回につき。

○証人（監査委員 平田康雄） 2時間くらいかな。そのくらい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 例月出納検査、定期監査、決算審査以外に、今任期中ではございますが、行った監査はありますか、この3つ以外で。

○証人（監査委員 平田康雄） もう一度言ってください。

○白根美穂副委員長 例月出納検査、定期監査、決算審査以外に任期中に行った監査はありますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） あります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは、どのような監査を行ったのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 随時監査というのをやりました。それから、現地に出向いての監査というのをやりました。特に入った当時は、学校の備品検査をやりました。それから事業の出来高の状況を確認したりしております。

それから最近では、釣銭調査なんかもやりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

- 白根美穂副委員長 公金を取り扱う上で、市のレベルと町レベルでの監査の差があると思われ
ますか。
- 古賀世章委員長 平田証人。
- 証人（監査委員 平田康雄） 大いに思っております。
- 古賀世章委員長 白根副委員長。
- 白根美穂副委員長 それは、具体的にどのようなことでしょうか。
- 古賀世章委員長 平田証人。
- 証人（監査委員 平田康雄） 市とか県の場合は、別に監査委員事務局というのがありまして、
そこに何十人か職員が、市や県の職員がおられまして、その方たちが書類検査なんかやっていま
すけども、大刀洗町の場合はそれは事務局長が兼務として1人おられるだけで、その辺が大きな
違いだと思います。
- 古賀世章委員長 白根副委員長。
- 白根美穂副委員長 監査には限界があると思われませんか。
- 証人（監査委員 平田康雄） ちょっと質問してよろしいですか。質問は駄目ですか。
- 白根美穂副委員長 はい。質問にお答えください。
- 証人（監査委員 平田康雄） 町の監査のことでしょうか。
- 白根美穂副委員長 はい。
- 古賀世章委員長 平田証人。
- 証人（監査委員 平田康雄） だから、町の監査については、その調査する人員がおられません
から、それは非常に県や市あたりと違って、非常に難しいなと思っております。
- 古賀世章委員長 白根副委員長。
- 白根美穂副委員長 これまで大刀洗町では不祥事などが起きないだろうという、いわゆる慣れだ
ったり油断だったりとかはありましたか。
- 古賀世章委員長 平田証人。
- 証人（監査委員 平田康雄） そうですね。私も入った当時は、そういった問題はない町だなと
いうふうに思っておりましたけど。
- 古賀世章委員長 白根副委員長。
- 白根美穂副委員長 当時は、入った当時はそう思っていらっしゃったけども、今はどうお考えに
なっているんですか。
- 古賀世章委員長 平田証人。
- 証人（監査委員 平田康雄） そうですね。百条委員会で調査されておって、いろいろ問題だと
言われるから、その辺は問題なんでしょうね。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かつて、旧さくら市場についてお伺いします。この団体をどのような団体として認識されて、監査されていましてでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） まず、どのような団体として認識されていたかという、あまり考えたことはありません。あの当時ですかね。私が見ていたのは、町から地元の高齢者たちが品物を作ってそれを販売していると。それに対して、特に会計が高齢者だからできないんで、それを町の職員がやっていらっしゃるというふうなことかなと思っていたんですね。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは、町の直営事業として認識していたのか、任意団体が別にあると思っ
て認識していらっしゃった、どちらでしょう。

○証人（監査委員 平田康雄） すみませんが、あまり。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 任意団体か町の何とかと、そういったのは、直営かというのはあまり考えたことはないんですね。最近議会の中でかなり任意団体がという話が出されていて、私自身がどっちなんだろうなあと。

もともとそういった問題が出されたとき、私は任意団体かなと思っていたんですよ。つまり地元の人たちが集まって、それを売っていらっしゃるということで、そうかなと思っていたんです。

ところが、その会計あたりができないんで町の職員がやっていらっしゃる。そういうのは私が以前いた職場でもあって、県ですが、県の事業をある団体に委託して、その団体がやるんだけど、会計が皆さん苦手なんで、県の職員がやっていたということなんで、そういうもんかなと最初思っていたんです。

ところが、いろいろこう話をずっと皆さんがされているのを聞いてみると、町の職員が入って販売をされているとかいう話があったんで、直営でも考えられるのかなと、ちょっとどっちなんだろうというふうな考えだったですね。

だから、どっちかと言われても、ちょっとどっちなんだろうということです。あまり結論が出なくてすみません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前回、渡邊代表監査のほうに尋問した際にお答えが、監査として私どもはかつてについて問題視はしているところだったという御発言がありました。問題があるということで、監査はどのように行われていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 特に、かててについての監査というのは行っていなかったと思います。ただ1点、決算審査なんかやるときに、お金を町の職員が管理しているというのがあったので、それをどのようにして管理しているんですかと尋ねたら、通帳で管理しているということだったので、通帳で管理しているならいいのかなど。ただ、それをちょっと確認させてくださいと言って、当時の村山さんと一緒に行って通帳を見せていただいたと。誰の通帳か分からないけど、かてての内容の通帳ですね、それを確認したという記憶があります。

通帳で管理されているのはいいのかなというくらいで、特に事業の内容をチェックしたり、そういうことは一切やっておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 確認ですけれども、詳しくお金の出入りに関して監査をしなかったということによろしいですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） そのとおりです。

○古賀世章委員長 ほかにありますか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、例月出納検査結果報告書を、証人と傍聴人に資料の配付を求めます。事務局お願いします。

（資料配付）

○古賀世章委員長 副委員長、続けてお願いします。

○白根美穂副委員長 それでは、質問させていただきます。こちらは、佐々木氏の宿泊費不正、自作の宿泊証明書を発見されたときに、議会のほうへ提出された書類であります。そこに検査の結果に、②のところ、エの支出伝票、令和5年1月分について、不明確な添付書類について確認の上報告を求めますと。不明確な添付書類という文言になっております。

この報告書に、偽造の疑いとは書かず、なぜ不明確な添付書類という曖昧な表現にとどめられたのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） なぜこれにしたのかというのは、あまり記憶にないですね。これ、要するにこの監査結果報告書というのは、実際は事務局のほうで書いてもらうんですね。そのときに監査委員といろいろ意見交換しながら書くんで、あまりこれを、不明確かな。

要するに、ちょっとこれ、いきさつを説明してよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい、お願いします。

○証人（監査委員 平田康雄） これ、佐々木さんの旅費問題ですね。これは確かに私が出納検査をやっていて、やっていたときに分かった案件なんですね。皆さんはこれ監査委員が見つけたと

思っただらっしゃるかも知れませんが、実は当時の山田会計課長が、佐々木さんの文書を持ってきて、ここに印鑑のない証明書が来て、これは問題ですよと言ってきたらと思うんですよ。印鑑ないのは駄目ですよ。そのとき言ったのは、あなたは議員にだけちゃんとつけろと言って、職員にはつけないのは問題じゃないですかと言ったんです。

早くちゃんとしたものを、印鑑の押したのを出すように言いなさいというふうなことを実は言ったんですよ。

それで、その後出されましたかって言ったら、いや出してくれませんかということだったんですよ。

それで、それはいかんですねと言ったんで、職員が、山田課長が、佐々木さんともめ事を起こしたらいかんなど。やったのやらの。職員同士でけんかしたらいかんもんだから、それは監査委員から言われましたと言いなさいと。そしたら出してくれるでしょうという助言をしたんですよ。

そしたら、それでも出してくれないということだったんで、それでは仕方がないですね。したくないけども指摘事項にしましょうかということで指摘事項に書いたということなんですね。そういういきさつがあって、それでこういった書類を出したんです。

あんまり厳密にいろいろ考えたことじゃないんですよ。その書類を早くきちっとしたものを出してもらいたいということで出ただけで、その後、町長名で宿泊証明書が出てきて、本来北九州に泊まる予定が、たしか山口のほうに泊まったと。下関ですかね、泊まったという、下関のその領収書が出てきたんじゃないかな。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうなりますと、今の御発言だと、あまり問題にしたいはなかったという解釈でよろしいですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） あんまり問題にしたいはなかったという、あんまり問題にはしてなかったと。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 自作の領収書、証明書は、刑法の文書偽造罪にも抵触する重大な不正です。これを単なる書類の不備として報告書を作成したのはいかがなものかと思われましても、この報告書を見る限り、隠蔽や矮小化の意図があったと見受けられますが、監査委員には不正の疑いがあれば、議会や町長に報告し、公表する義務がありますが、なぜ重大性を強調した報告を行わなかったのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） あまり重大性というのは、そのときは感じなかったですね。早く出しなさいというぐらいですね。

もう1点あるんですね。実は我々は監査基準に基づいて監査をやっていますけれども、その中に、監査はしっかりやりなさいと。ただし、個人の責任追及に徹するのではなくて、助言的と言いますかね、指導的な監査をやりなさいということがあって、1+1は2というような出し方、そういったものはやっていないし、今までもそういった個人を追及するようなことはやっていません。

もしもそれをやると、職員の職歴に傷がつくとか、そういった迷惑をかけるとか、そういったのも確かにあるけれども、そういったのは少し配慮しないといかんのかなと思って、実はそういうことであまり個人の名誉を傷つけるようなことはあまりやらないというふうな方向で実はやっていたんですよ。

言いますと、山田課長が元年度から6年度までの内部調査を全部やって、その資料を不正を一覧というので書いて、高橋議長に渡されてましたよね。それなんか全然指摘はしていませんよ。指摘しなくて、指導ぐらいしか考えていません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最初の質問に、監査委員にはどのような役割と使命があると考えていますかというお答えに、何か間違いがあれば是正をさせるとお答えになられたかと思えますけど、このときにしっかり監査委員として監査の職権に基づいて調査を行って、不正をしっかりとここでただしていれば、その後、この後同じような事項が出てくるんですよ、それが防げたかとは思いますが、そういう積極的な仕事をしなかったなという認識はございますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） すみません。今言われたの、その後に出てきたとはどういうことでしょうか。

○古賀世章委員長 白根副委員長、お願いします。

○白根美穂副委員長 その後に偽造された書類とかが出てきてますよね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） それはいつのことでしょうか。この山口県に行った旅費問題が起きた後は起こっていないと思うんですけども。ただ1件、たしか6年くらいかな。その頃に1件起こったんですけども、それは支払われてなかったんですね。それでもう、これ支払われてないから払わなきゃ、それでいいねというふうなことであって、以前は結構あったようなんですけども、佐々木さんのこの件ですね。

○古賀世章委員長 ここで、暫時休憩を取ります。

(午後4時30分休憩)

(午後4時35分再開)

○古賀世章委員長 それでは、再開いたします。

白根副委員長。

○白根美穂副委員長 資料の配付を求めます。

随時監査の報告についてと令和4年度定期監査の報告書について、こちらも配付をお願いいたします。

○古賀世章委員長 よろしいですか。事務局、お願いします。

(資料配付)

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 大変失礼いたしました。お手元に随時監査の報告について、A3がついているかと思えますけども、先ほど指摘した案件なんですけど、結局その後に未払いに、止めてはいますけども、同じような手法で証明書を偽造して出されてる事例があるんですよ。これを止めることはできたのではないかということなんですけども。

○証人(監査委員 平田康雄) どのことでしょうか。

○古賀世章委員長 白根副委員長。説明してください。

○白根美穂副委員長 一番下の令和6年です。先ほど言ったのは令和5年だったので、翌年に、こちらも宿泊証明書が正式のものではないのかということ、これは出さなかった、ということになっています。要らないのではないかとかですね。

先ほどの質問がちょっと不適切というか、ちょっと間違っていたのかもしれませんが、こうやって随時監査を行ったときに、以前のものとか、その後のものとか、いろいろなものが出てきてますよね。こちらの調査によると、この随時監査は、監査委員のほうから会計課のほうに出してほしいと言って、出されたということですが、まずそのことに関して、それは間違いありませんか。

○証人(監査委員 平田康雄) ちょっとすみません。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人(監査委員 平田康雄) 今の意味がよく分からないんですけど。

○古賀世章委員長 もう一度説明をお願いします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 随時監査の一覧なんですけども、これを監査委員のほうから会計課のほうに出すように指示されたことは間違いありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○証人(監査委員 平田康雄) ちょっとすみません。もう一度お願いします。この随時監査のこ

れを会計課のほうに出すようにと。

○白根美穂副委員長 伝票を全部見るのは大変だから、会計課のほうに、気づいたところがあれば提示してくださいと言って出していただいたということで間違いありませんか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 間違いです。私のほうでは、これを出してくれと言ったことはありません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これを基に随時監査を行ってはいないということでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 随時監査は行いました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 随時監査を行ったときに、指摘事項として上がっていたかと思うんですけど、これを追跡、調査追跡はなされたのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 随時監査、このやつは監査をいたしました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 結果、どのようなことになったんですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） この書類は、もともとが山田さんが一覧表で作って、議長から監査したらと言われたんです。だから、それは一応お断りしたんですけども、監査事務局職員Aさんからね、やっぱりいかなることであろうとも、それを監査委員が知ったら、検査したほうがいいんじゃないですかということで、渡邊さんと話し合っ、ならやりましょうかということになったんです。

もともと、この検査を監査委員がやる気はなかったんですね。監査委員としては、その内部規定ができましたよね。内部規定ができた後のやつを監査しましょうということで、これは町長に通知したんですよ。ところが、通知した後に、その監査をやろうとしてたら、高橋議長から、この一覧表があるじゃないかと、これをやってはと言われたので、一応お断りしたんですよ。お断りしたら、監査事務局職員Aさんからね、そういうことを知ったら、したほうがいいと。要するに議長室で、やるの、やらんのと行ってたから、それが隣の監査事務局職員Aさんに聞こえたんでしょう。だから、そうしたほうがいいですよということなんで、急遽、渡邊さんと打合せをして、やっぱりプロの方が言っていらっしゃるから、これはしたほうがいいのかなということで、この一覧表を監査したというのがいきさつで。別にこれ、最初からうちがすると言ったわけじゃ

ないんです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 分かりました。こちらが整理している情報と、今、証言された内容が食い違
いますので、また確認をもってまいりたいと思います。

○古賀世章委員長 続けてどうぞ。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この随時監査でこの一覧表で上がったことは、監査されたことに間違いはない
ということですよ。よろしいですね。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 一応、この疑わしい一覧表というのを頂いたので、それを基にチ
ェックしたんですけども、一番右の欄に会計課の意見というのがあって、いろいろ疑わしいこと
をずっと書いてあったんですよ。それで例えば領収証がないとかね、そんなの書いてあったんで、
それを参考にしながら、その書類を一つ一つチェックしていったんです。それで、チェックして
いって、そのときに、急ぐもんですから、早くしなきゃいかんから、渡邊さんと手分けをしまし
てね、渡邊さんがこの議長からもらった一覧表のやつが正しいかどうかを一つ一つ全部チェック
して、私が集計表みたいなのを作って、まとめて町長宛に出した、結論をですね、ということ
です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その確認はこちらでできておりませんので、後ほど確認させてもらいたい
と思います。

この表の真ん中ら辺になりますかね、2年10月19日ですね、佐々木大輔氏のクレジット払い、
出張前に支払いとか、宿泊証明書が本物でない、その一つ下の11月15日、ここがですね、調査回
答が体調不良により事情聴取できずとなっております。この後は追いかけられましたか。追跡調
査はされましたでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） これは報告書を出すのが急ぐもんですから、その中にこの佐々木
さんについては、2件ぐらいあったかな、本人確認ができなかったから、できませんでしたちゆ
うことで町長には報告しました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 で、その後は追跡調査はされなかったということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 一応これを出した後はですね、これは一応町長に渡しましたから、
一覧、町長に出す紙をまとめて町長宛に出したんですよ。議長にも渡しました。議長にも渡して

ます。すみません。両方に出しましたですね。その後はどうだったかな。その後の確認はちょっと覚えてないですね、どうなったのかはね。

○古賀世章委員長 すみません、平田証人。されたか、されてないか、質問にだけお答えください。

○証人（監査委員 平田康雄） 出した後はよく覚えてないですね。

○古賀世章委員長 分かりました。覚えてないということですね。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 覚えてないということなんですけど、もう一回、聞いてみますね。本人が休職中だからということで処理はされてるんですけど、これは監査の対象は人じゃなくて、会計処理、書類の問題ですので、本人がいなくても書類調査とか宿泊先への調査とかが可能だったかとは思いますが、なぜここで止まったのか、こちらとしては疑問に思っているところなんですけど、どうでしょう。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） ちょっとそれは覚えてないですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ほかに。平山委員。

○平山賢治委員 これまでの証言を踏まえて少し質問させていただきます。

先ほど、監査としては個々の追及はしない、中でも職員の職歴に傷がつくようなことはやらないという御趣旨の証言だったと思いますが、職員の不正は全て不問に付すという御趣旨でしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） それは不問に付すちゅうところまでは考えないけど、あまりですね。本当に大変な詐欺行為をやったりすれば、それはいけないでしょうけども、例えばですよ、この調書をですよ、山田さんが会計課の権限で、各人の調書を全部調べて、一覧表を作って。それなんかはね、本来ならば私がそれを大っぴらにすれば、山田さんは何らかの口頭注意かなんかを受けますよね。そういったことはね、なるべくやめていきたいと。

それで、実は議長からこの一覧表をもらったときですよ、会計課長はね、その書類をみんな、これに関する書類を山ほど持ってきて。それを基に「これは証拠書類だから監査しては」と言われたんですよ。でも、監査というのはですよ、前もって通知を出してするもんですよ。だから、それについては、できませんという回答をしたんです。

それで、その書類を持ち込んだちゅうのはね、これ2回目なんですよ。

○古賀世章委員長 すみませんけど、質問に対してお答えください。

○証人（監査委員 平田康雄） だから、それをやると、山田課長の職歴に傷がつくだらうと、問題が起きるだらうちゅうことで、言わなくて、これはね、渡邊さんが、何ちゅうかね、嚴重注意ですね。課長を呼んでですよ、監査のとき以外、書類を持ち出しちゃいけませんという注意をし

た。一応それで終わったんですよ。

○古賀世章委員長 すみません。暫時休憩をします。

(午後4時51分休憩)

(午後4時58分再開)

○古賀世章委員長 それでは、再開いたします。

5時を過ぎるみたいなので延会したいと思いますのですが、了解を求めますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 はい、それでは延会をしたいと思います。

引き続きお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほどの証人の発言と、こちらが持っている資料とは違いがありますので、またこちらのほうでも調査してまいりたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。続いて御質問が。平山委員。

○平山賢治委員 その個々の職歴に傷がつくことはやらないという御趣旨だったと思いますが、いわゆる宿泊に関する添付書類の不正を実行した職員の処分の必要性については、どうお考えでしたか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人(監査委員 平田康雄) 本町においては旅費というのは定額なんですね。定額なんで、そのときは山田課長が来てホテルに電話されたんですね。宿泊されてないですよって言われたけども、定額なんで別のところに泊まっているか分からんから、それで宿泊証明書をとにかく取りなさいってということなんですね。その相手に電話したから即泊まってないというふうには判断しなかったです。私個人としては、どこかに泊まったんだろうというぐらいしか考えてなかったんで。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その結果、複数の余罪が出て、前にも後ろにもですね、その職員の職歴にも大きな傷がつく結果となりましたが、それは監査委員の職責と一致しますでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人(監査委員 平田康雄) 確かに、これ6年度にこういったやつが出てきてね、これは非常に問題だと。それで、一応監査委員としては、何というか、内部規則ができましたですね、内部規則ができた後にやったら、これはいかんよねということで、内部規則ができた後のやつは、やっぱり全職員のほうを調査しようとしてたんですよ。で、私は分からなかったけども、こういったのがありますちゅうて、これも課長が持ってこらっしゃったんですかね。だから、こういったのは払っちゃいかんよというふうなことを言いました。それはこういったのが出てきたのは、

本当に誠に残念だと思っています。

ただ、前の段階ですね、その内部規定ができる前については、そういった宿泊証明書をつけなければならないちゅうものの根拠がよく分からなかったですね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際、地方公務員法で、上位法で証拠書類の必要性というのうたってあるので、それに基づいて何らかの証拠書類は出さないといけなかったのが、多分、監査委員の御理解は少し違ってたのかなと思います。

それで、先ほどから、何ですか、会計管理者の職歴を守りたいという御趣旨の御発言だったのかと思いますが、会計管理者自体は疑念があった場合に調査する権限があると思うんですけども、そこはいかがですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 疑念があったから調査されたのか分かりませんが、調査されたのを何で議長に渡したのかなと思っています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その事実ちょっと争いがございます。だから、会計調査する権限、会計管理者の調査権限に基づいて提出された、報告されたものに対して、会計管理者が傷がつくという理解は誤りではありませんか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 内部の書類を外部の人に渡したりね、それを内部調査して、それは必要があるから調査されたのか知りませんが、それを外部にやったりすることが、私が報告することによって明らかになったら、それを出した人は何らかの処分を受けると、そういうことは避けたい。つまり口頭注意とか、その程度と私は思ってたんですね。そういったことはやっぱりなくて、指導的な監査、つまりそういうことをしてはいけませんよという注意をして、それで終われば良いというぐらいな考えです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 監査の在り方についてお尋ねします。

証人は、「あれは自分が見つけたんじゃない、会計課が言ってきたんだ」と方々で御発言なさっているようですが、どなたが見つけたとしても正すこと、そして体制が是正されるというてんまつまで確認することが監査委員の役目ではないですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 今回の件につきましてはですよ、確かに山田さんが見つけて我々に教えてくれたということで、それについてはあまりこう真剣に考えてなくて、とにかく早くつ

けるように言いなさい、先ほど言いましたよね、早くつけるように言いなさいと言うたら、相手がつけなかった。だから、監査委員から言われよから出しなさいちゆうて、それでも出さなかった。それで指摘事項にした。そしたら出してくれたということなんですよ。それについては、私は妥当だったかなと思ってますけど。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 自分が見つけたのではないということをわざわざ方々で言い回るということに、どのような意味があるのでしょうか。自分が見つけてないから、自分は悪くないと言わんばかりの御発言は、監査委員としての職責を果たせるものでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） すみません。もう一度お願いします。

○古賀世章委員長 平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 複数の御証言によれば、自分が見つけたのではないということをわざわざ、私自身も聞いておりますが、わざわざ各地で言い回るということに、監査委員の職責に照らして、どのような意味があるのでしょうか。自分が見つけたのではないということを方々で言い回っていらっしゃるといふ複数の御証言がありますが、また報告もあつて上がっておりますが、そのような事実はありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） それ言ったんだったら、渡邊監査委員との打合せの中でそういったのが出てきたんじゃないかな。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私自身も聞いておりますので。それが私自身におっしゃった「私が見つけたわけじゃない」という御意味は、監査委員の職責と照らして、どのような意味を持つものなんでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） ちょっとよく分からないですね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 御自身がおっしゃった意味が分からないということですか、質問の意味が分からないという意味ですか。

○証人（監査委員 平田康雄） すみません。もう一回、その質問の趣旨は何ですかね。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私に対しても含めて複数の方に、自分がこの不正を見つけたわけではないということをわざわざおっしゃって回るといふことは、監査の職責から見て、どのような意味を持つも

のなのでしょうか。自分が見つけていないから、自分は悪くないという意味の御発言なんではないでしょうか。そうすると、監査委員としての役割を逃れようとする発言だと思いますが、いかがですか。

○古賀世章委員長　いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員　平田康雄）　自分が見つけてないから悪くないということもないですね。そういう感じは持っておりませんが。

○古賀世章委員長　白根副委員長。

○白根美穂副委員長　監査委員の業務改善も含めてお伺いいたします。

現在、御自身に支払われている報酬に対してどのように思われていますか。

○古賀世章委員長　平田証人。

○証人（監査委員　平田康雄）　報酬に対しては特に考えていません。幾ら、本当言うと、どれくらい支払われているかも、私は本当は知らなかったんですよ。ただ、去年ですかね、県の監査委員事務局かな、そこが県全体の調査をされたんですね。そのときに一覧表、取りまとめたのを頂きまして、私が18万5,000円ぐらいですかね。ということで、あと大木町が30万ぐらいかな、一番高いのが広川町で55万か56万か、そのくらいですね、ああ、こんなに差があちこちあるんだなという。ただ、大刀洗町が極端に低いことで、もっと低いところもありましてですね。ただ、報酬に対して高いとか、低いとかは、あんまり考えたことはありません。

○古賀世章委員長　よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員　あわせて、御質問いたします。

これも以前、証人が私に向かって、「こんな安い報酬では真面目に監査なんかできない。この報酬でできるのはせいぜい出納検査ぐらいだ」という御発言を面と向かってなさいました。現在もそのようなお気持ちですか。

○古賀世章委員長　いかがですか。

○証人（監査委員　平田康雄）　ちょっと待ってください。

○古賀世章委員長　はい。考えてください。

○証人（監査委員　平田康雄）　それは多分、何というか、その一覧表を見てからじゃなかったんかな、と思いますけど。

○古賀世章委員長　言ったのか、言わなかったのかを。

○証人（監査委員　平田康雄）　よく覚えていません。

○古賀世章委員長　覚えてないということですか。

○平山賢治委員　そのようなお気持ちは現在もありますか。「せいぜい出納検査ぐらいしかできない、この報酬では」と私におっしゃったんですけど、現在もそのようなお気持ちですか、覚えているかどうかはともかくとして。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 私自身もらっている報酬というのは、今、実際私がやってる業務に対してだろうと思います。それで、妥当かどうかは、報酬審査会ですね、あちらのほうで決められることじゃないでしょうか。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先日の御発言と同じく、今の報酬でできるのは出納検査ぐらいで、それ以外の監査業務は真面目にやるおつもりがないというお気持ちが現在も続いているんじゃないですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 今の出納検査で8つぐらい業務があるんですよ。行政監査とか、財務監査とかあって、それに対する報酬でしょうし、ただ皆さんが言っているような帳票の全部調査とかね、そういったことまでは見られていないのかなという感じがします。つまり各県やら市の状況を見てもみますと、先ほど言いましたとおり、監査委員事務局というのがあって、そこに職員がおって、その方たちがずっと調査をして、その調査結果で問題点とかを整理して、それを監査委員に上げて、監査委員が報告するということなんで、今の体制で監査委員が直接その書類を全部チェックするということは、無理じゃないかと思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 最初は監査の報酬も知らないという御趣旨の発言があったんですが、複数の方の情報によれば、2期目ですよ、今、2期目のときに複数の方がいらっしゃる席で、他の常任委員会の委員長の報酬は月に5,000円高いだけだから年間6万円。それに比べて監査は年間18万円もらえて、委員で東京にも行けるし、特に問題も起きないし楽だから、常任委員長になったら大変だから、2期目もしようと思うと、こういう趣旨の御発言を複数の方になさっていましたよね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） そういったこと、よく覚えてませんよ。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 御本人は大した発言だと思ってないのかもしれませんが、複数の方の情報によれば、こういうことをおっしゃっている。だから、18万円のほうが常任委員長よりも随分いいんで、楽なんだという御趣旨の発言だと思うんです。

そうしますと、例えば今後、こういう「かてて」とかも含めて、住民や議会から監査請求が出された場合、この報酬では働けないという理由で真面目に監査請求には対応しませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 今の段階で報酬は決まっておりますから、そういったのが出てきたら、やらなきゃいかんと思っています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 「かてて」についてお尋ねします。

渡邊監査委員の証言によれば、「かてて」の会計の不透明性について、以前から監査委員である平田証人から、この「かてて」の会計の不透明性については指摘を受けたと証言なさっています。そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 渡邊さんに言ったのは、「かてて」については、通帳のお金がきちっとされているかを確認するために、通帳の検査をしたという話はしました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに対して両者で何らかの対応はなさいましたか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） いや、特にしていません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 問題を認識していながら対応されなかった理由はありますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 通帳で管理されているから、特に問題があるとは思っていません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ちなみに、それはどのような立てつけだと思っていましたか。直営だとか、任意団体だとか、そういう御認識はありますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） これは先ほど言いましたように、どっちとも取れるような組織だなというふうに思っています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 私もですね、先日というか、これ質問じゃないんですけどね、平山議員が言われたことに関連してなんですけども、私もちょっと前に、そこのトイレで平田監査委員から、こんな安いじゃ監査なんてやってられないと、広報委員もしているのに、監査で東京に行かなくてはいけないと、大変忙しいというような発言は聞いております。

平山議員が言うように、ほかでもそんなことを言っているということと私も聞いているんですけども、そのような中で、今回、一般会計の当初予算でも、監査委員室でリモートで受けられるように研修を切り替えているとか聞いてますので、やはり御本人さんは、今の報酬じゃこれ以上時間は費やせないというような意図があるかどうか分かりませんが、何かそういった話は、私も直接、もうやっておられん、大変だということは聞いておりますので。

○古賀世章委員長 そうですか。

○高橋直也議長 はい。ちょっと付け加えておきます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。どうぞ、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最後にお伺いします。

今回、様々な問題が上がっていますが、今後、監査の在り方、やり方を変えていくとか、今までのやり方とは違うやり方をしていかなければいけないんじゃないかとかいうようなお考えは、ありますでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 今度のような一つ一つの事業について監査をしていくということになれば、今の体制では無理なんで、監査委員事務局、今、事務局長と兼務ですから、そこを充実しないと、それはできないだろうと思っています。だから、本当にその書類を一つ一つ全部チェックするならば、それなりの組織体制を整備しないと駄目だろうなと思っています。

○古賀世章委員長 どうぞ、議長。

○高橋直也議長 これも関連してですけども、これは平田監査委員に直接聞いたんですけど、本来監査は事務局が調べたものを報告するだけだと。私もいろんな監査してますけども、わざわざ私に「議長、監査をちょっと勘違いしとろう」と言うから、「何で」と言ったら、「監査委員というのは大体事務局が調べたものを報告するだけだ」と、「だから自らは監査とかしない」と、「あんな膨大な量の中で監査委員がいつちよいつちよ調べられない」というような御指導的な言葉をいただいたので、その旨、今、白根議員が言われたので、申し添えておきます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほかどなたか確認したい事項等が。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すみません。何度も最後と言って申し訳ないです。

監査、日頃からの監査なんですけども、月に一度程度ですか。月に1回、何日もやるとか、自ら進んでちょっとおかしいなって思ったところを追及するとかですね。監査委員は独立機関だと思うので、自分が追及したいなって思うところは、監査委員の権限で追及できると思うんですよね。そういうことは今までされてこられなかったっていうことですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 以前、言ったように、私が入った当時は学校の備品の監査を教育委員会がされてて、それに我々も一緒に行ってやっていたというのが現実だったんですよ。それで、それが途中でなくなって、なくなったちゅうか、別なことをしようということで村山さんとも話し合って、たしか本郷小学校のトイレの改修か、そういったのもきちっと見て、できているかどうか確認しましょうということで行って、そういった目的を決めて毎年やっておりましたで

すね。

そして、今度は釣銭監査、釣銭検査も、渡邊さんと話して、釣銭の話がいろいろ問題あるから、釣銭を今年はやろうかとか、そういったことでやっております。だから、テーマをある程度決めて、やることはあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 さっきの発言の御確認なんですけども、小学校のトイレの改修を監査したということですが、それは契約がちゃんと行われて履行できているか、契約内容に沿って事業が進められているのかという監査だったのでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） そうではなくて、現場ですね、どういうふうなことをされているかの確認です。書類じゃありません。現場を見せていただきたいということで見させてもらった。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか。どうぞ、高橋議長。

○高橋直也議長 これ委員長のほうから聞いてもらいたいんですけど、一番初めに、令和5年の1月分にて一番初めの宿泊証明書の偽造した書類が出てきたかと思うんです。このときにきちんとしたものを出してもらいたいというような旨の発言があつてますけども、ということは、きちんとしたものじゃないものを確認しているということだと思うんですけども。それについて、この例月出納検査報告書には書かれて、町長宛と当時の議長宛に報告書を出されておりますけども、内容についてですね、この宿泊証明書が偽造されていたという内容について、監査委員のほうから当時の議長のほうにはきちんと内容は説明されていたのでしょうか。そこを聞いていただけると助かります。

○古賀世章委員長 では私のほうから確認させていただきます。

令和5年の1月、宿泊証明書の偽造の書類が出たということで、これはきちんとしたものではなかったということで、これはきちんとしたものではないということの内容確認、こういうことをされたかどうか、そこを当時の議長に報告をされておられると思いますけど、それがどのような形で詳しく報告されたのか、その辺を分かれば教えてください。どうぞ、平田証人。

○証人（監査委員 平田康雄） 以前ちょっと説明しましたとおりですね、印鑑がないやつがあるから、それについては山田課長に、印鑑をきちんとしたものを出すように言うてくださいと言うただけで、議長に対して言うたことは、報告はしてません。

○古賀世章委員長 議長にはないということですね。

○証人（監査委員 平田康雄） そうです。

○古賀世章委員長 議長に詳細な報告はしていないということで理解してよろしいですね。

○証人（監査委員 平田康雄） はい。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。

そのほかどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 るる質問してまいりましたけれども、証人御自身の御発言が監査機能を著しく矮小化したり否定するかのような御発言が各地において確認されているというのは残念なことだと思って、我々も議会としてはその監査委員に同意した同意責任がございます。ですから、もしこの報酬で監査の職責が果たせないということであれば、ぜひお考えいただければと思います。

先ほどの発言でちょっと申し上げたいのは、監査委員というのは会計管理者が、先ほどの御証言でですね、監査委員は会計管理者が過去の伝票を確認し疑義を整理した行為について問題だという趣旨の御発言、御証言があったと思いますが、しかし、会計管理者が会計書類を確認して疑義を整理することは、出納管理の過程で当然に行われる行為であります。先ほどの証言は、財務管理機能の観点から非常に看過できないものと考えます。疑義を把握し整理する行為を問題にする姿勢というのは、会計管理機能を否定するおそれがあります。その点、十分お含みおきください。

以上です。質問ではございません。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか御質問等があれば、お願いしますけれども。よろしいですか。

それでは、尋問を終わりたいと思います。証人は退席、退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で、平田証人への証人尋問を終わります。

お諮りしますが、よろしいですか。来週、山田局長と佐田前局長の証人喚問、これを行いたいと思いますが、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほどの平田証人の発言と、こちらが把握しているものが食い違っておりますので、ぜひ、その場での発言を求めたいと思いますので、証人喚問の実施をしていただきたいと思います。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほかどなたか御意見があれば。

それでは、来週、日にちはまた別途御連絡いたしますけれども、山田前会計課長と佐田前監査事務局長の証人喚問を実施したいと思います。皆さん、御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 御賛同いただけるということで、別途計画を連絡いたします。それでは、この後、また整理した後に皆さんにお諮りしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。お疲れでございました。

(午後5時27分閉会)